

国民健康保険に加入している人へ

国民健康保険被保険者証が新しくなります

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日(土)です。

対象となる人には、7月下旬に新しい国民健康保険被保険者証(藤色・カード型)を世帯主へ郵送します。ただし、国民健康保険税の納付状況によっては、納税相談を行ったあと、市役所で直接交付します。新しい被保険者証が届いたら記載事項を確認し、8月1日(日)以降に医療機関を受診する際は、新しい被保険者証を提示してください。

なお、社会保険などに加入したときは、国民健康保険の資格を喪失する手続きを早急に行ってください。手続きは、市民課、各地域局、各地域市民センター、または成羽地域各連絡所で行うことができます。

市民課 ☎ 21・0252

国民健康保険 限度額適用認定証などの更新について

現在お持ちの「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(土)です。

8月1日(日)以降も、入院などで高額な医療費がかかる場合は、更新の手続きをお願いします(自



限度額適用・標準負担額減額認定証



標準負担額減額認定証



限度額適用認定証

動更新ではありません)。限度額適用認定証などを提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。

申請場所 介護医療連携課、各地域局、各地域市民センター

申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、世帯主の印鑑、世帯主と本人のマイナンバーが分かるもの、手続きをする人の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

介護医療連携課 ☎ 21・0258

認定証の種類と内容	負担軽減の内容	対象となる人
限度額適用認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額まで	70歳未満の人、70～74歳で現役並み所得者I・IIの人
標準負担額減額認定証	食事代の標準負担額が減額される	70歳未満で住民税が非課税世帯の人
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までとなり、食事代の標準負担額が減額される	70歳以上75歳未満で低所得者I・IIの人

短歌

財布無く何でも買えるアプリ見せついて行けるかデジタル進化

池田利恵子さん(落合町阿部)